

## 第2回東近江市景観審議会 次第

平成23年7月8日(金) 9時30分～  
てんびんの里文化学習センター

1. 開 会

2. 都市整備部次長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 議 事

報告事項1 経過報告：景観計画の施行及び景観法第16条の届出について

報告事項2 景観重要建造物の指定について

報告事項3 景観形成重点地区の指定について

5. 現地視察

五個荘近江商人集落地区

伊庭町湖辺集落地区

6. 閉 会

## 報告事項 1

### 景観計画の施行の経緯

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (1) 景観審議会への諮問と答申    | 平成22年12月2日 |
| (2) 都市計画審議会への諮問と答申  | 平成23年1月20日 |
| (3) 「東近江市景観計画」告示・縦覧 | 平成23年2月1日  |
| (4) 「東近江市景観計画」施行    | 平成23年4月1日  |

### 景観法第16条の届出状況

#### 平成22年10月1日から平成23年3月31日まで

地域・地区名称 行為の種類	琵琶湖 景観形成地域	琵琶湖景観 形成特別地区	主要地方道 大津能登川 長浜線	国道307号	宇曾川	その他	合計
建築物の新築		1	13	2		1	17
建築物の外観変更						1	1
工作物の新設	1		1			26	28
工作物の改築						16	16
合計	1	1	14	2	0	44	62

#### 平成23年4月1日から平成23年6月30日まで

地域・地区名称 行為の種類	鈴鹿山系 ゾーン	田園 ゾーン	市街地 ゾーン	景観形成重点地域					合計
				琵琶湖・ 伊庭内湖	宇曾川	鈴鹿山系国 道421号沿道	国道307号 沿道	朝鮮人街道 沿道	
建築物の新築		1	1				1	9	12
建築物の増築				1					1
工作物の新設		1							1
工作物の増築		1							1
工作物の改築			1						1
工作物の外観変更		6							6
開発行為等		1	2						3
合計	0	10	4	1	0	0	1	9	25

東景観審第 1 号

平成22年12月2日

東近江市長 西澤 久夫 様

東近江市景観審議会

会長 谷口 浩志

東近江市景観計画の策定について（答申）

平成22年12月2日付け東都整第252号で諮問された標記の件について慎重に審議した結果、「東近江市景観計画案」の内容は、基本的に適当と認め、下記意見を付して答申します。

記

1. 敷地の緑化措置に関する景観形成基準については、樹種を限定せず、総合的な修景植栽がされる基準とされたい。
2. 風景づくり基本計画に基づき、さらなる景観形成重点地域・重点地区の拡充に取り組みたい。
3. 地域の活性化に資するよう、市民のまちづくり活動とも連携して風景づくりに取り組みたい。
4. 風景づくりには市民の参加が不可欠であることに鑑み、市の実施する景観施策に市民の理解と協力が得られるよう努められたい。

東都計審第6号

平成23年1月20日

東近江市長 西澤 久夫 様

東近江市都市計画審議会

会長 山崎 一真

東近江市景観計画の策定について（答申）

平成22年12月21日付け、東都整第310号で諮問された「東近江市景観計画の策定について」は、当審議会でも慎重に審議した結果、原案を適当と認めます。

なお、景観計画に基づく風景づくりを推進するため、下記事項に留意されるよう要望します。

記

- 1 市民・事業者・行政の協働による風景づくりを推進するため、本景観計画の周知に努められたい。
- 2 景観形成重点地域・地区の追加指定や景観重要建造物・景観重要樹木の指定等、景観計画の拡充と推進に取り組みたい。
- 3 本市を代表する田園風景を保全するため、関係部局と調整して景観農業振興地域整備計画を策定されたい。

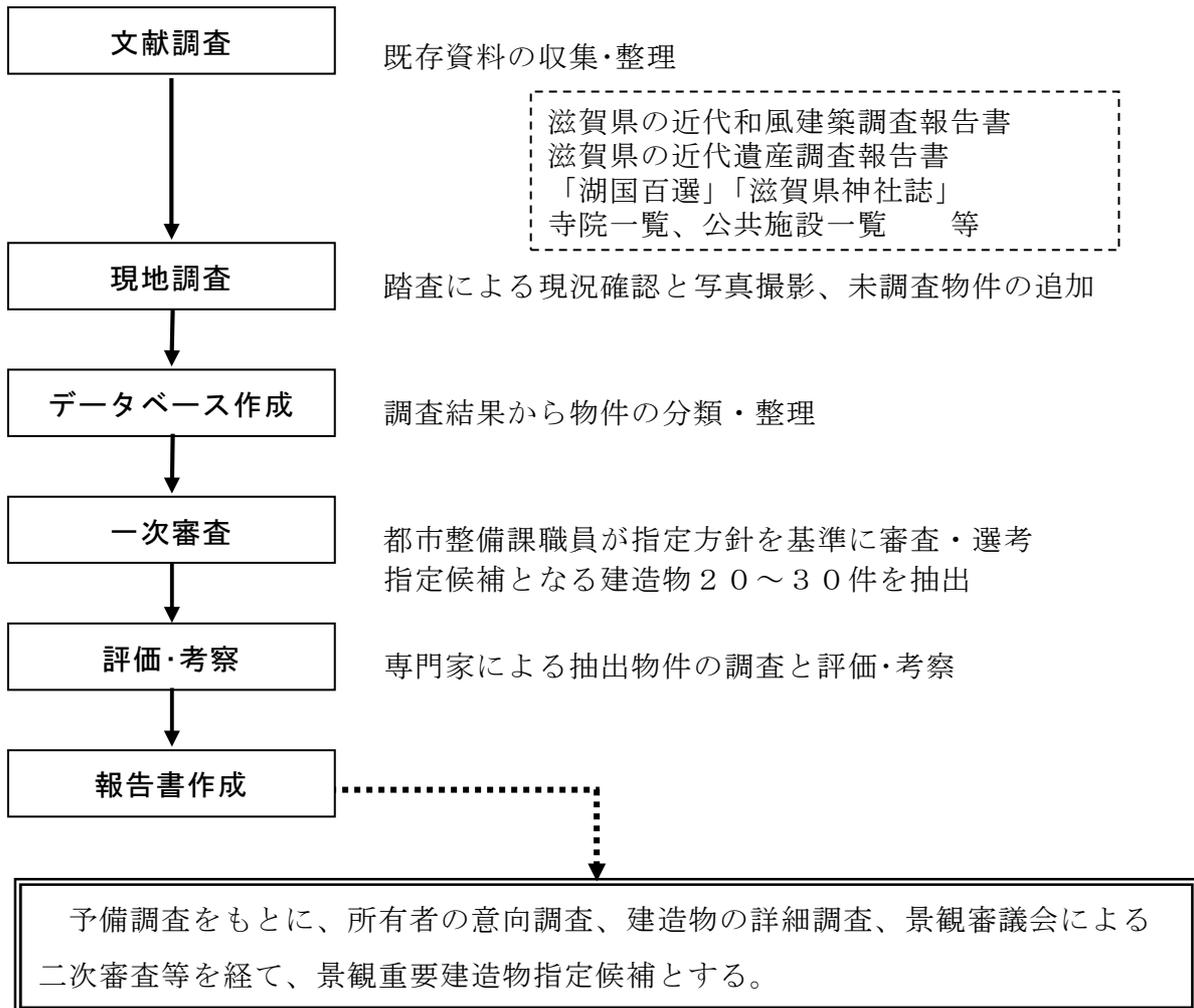
## 報告事項 2

### 景観重要建造物の指定について

#### 景観法

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針(次条第三項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

#### 景観重要建造物指定予備調査の実施フロー



#### 景観重要建造物の指定の方針 (景観法第8条第2項第4号)

##### [東近江市景観計画]

- ①公共空間から容易に望見できる建造物
- ②地域の特徴的な景観を生み出すシンボルとなっている建造物
- ③伝統的な様式や技法で構成・築造されている建造物
- ④東近江において歴史的、文化的に価値が高いと認められる建造物
- ⑤地域住民に広く認識され、親しまれている建造物
- ⑥今後、地域景観の形成を図る上で重要な位置づけが必要と認められる建造物

予備調査対象物件数

地域別		分類別	
八日市地区	275	宗教施設	590
永源寺地区	115	住宅施設	239
五個荘地区	180	公共施設	168
愛東地区	157	福祉施設	67
湖東地区	143	学校施設	50
能登川地区	196	産業・商業施設	48
蒲生地区	144	土木・交通施設	48
合計	1210	合計	1210



### 報告事項 3

景観形成重点地区の指定について

#### 規制・誘導策による景観形成施策の現状と課題

東近江市の重要な景観要素 (風景づくり基本計画より)		景観形成のため現在 適用している法制度	今後適用を検討する法制度	
市全域		景観計画区域【景観法】		
景観軸	琵琶湖軸	琵琶湖	景観形成重点地域【景観法】 国定公園【自然公園法】	
		伊庭内湖	景観形成重点地域【景観法】 国定公園【自然公園法】	
	河川軸	愛知川	※	
		日野川・佐久良川	※	
		宇曾川	景観形成重点地域【景観法】	
	山塊・丘陵軸	織山	国定公園【自然公園法】	
		箕作山	風致地区【都市計画法】	
		雪野山	県立自然公園【自然公園法】	
		布引丘陵	※	
		日野丘陵	※	
	幹線道路軸	国道307号	景観形成重点地域【景観法】	
		国道421号	景観形成重点地域【景観法】	
		朝鮮人街道	景観形成重点地域【景観法】	
	鉄道軸	近江鉄道本線	※	
		近江鉄道八日市線	※	
	歴史街道軸	中仙道		景観形成重点地区【景観法】
		御代参街道		景観形成重点地区【景観法】
景観形成重点地区	甲津畑町長谷の谷津田		景観農業振興地域整備計画【景観法】	
	永源寺周辺		市指定文化財(名勝)【文化財保護法】	
	百済寺周辺		市指定文化財(名勝)【文化財保護法】	
	<b>五個荘の近江商人集落</b>		重要伝統的建造物郡保存地区【文化財保護法・都市計画法】	<b>景観形成重点地区【景観法】</b>
	<b>伊庭町の湖辺集落</b>			<b>重要文化的景観【文化財保護法、景観法】</b>
	小椋谷の山村集落			景観形成重点地区【景観法】
	緑町行政ニュータウン			景観形成重点地区【景観法】
	八日市駅前地区		街づくり憲章(任意)	景観形成重点地区【景観法】
	能登川駅西地区		地区計画【都市計画法】	
	布引台地区		地区計画【都市計画法】	
伝統的農村集落・田園地区			景観農業振興地域整備計画【景観法】	

※都市計画法、森林法、河川法等ですでに開発・建築行為について制限されている箇所

## 東近江市風景づくり条例

第16条 2 市長は、景観計画区域内において良好な景観の形成を図るため、特に必要と認め一団の区域を**景観形成重点地区**(以下「重点地区」という。)として指定し、景観計画に定めることができる。

3 市長は、重点地域又は重点地区を指定するときは、当該地域、地区ごとにその特性に応じ、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 良好な景観の形成に関する方針
- (2) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- (3) その他良好な景観の形成に必要な事項

『東近江市風景づくり基本計画』から

### ④五個荘近江商人集落

#### 【区域】：五個荘金堂地区及びその周辺集落

五個荘近江商人集落は、古代条里制地割を基礎に陣屋や社寺を中心とする構成や親水空間敷及び愛知川の伏流水を利用した水路等を特徴とする伝統的な街並を呈しています。金堂地区においては、重要伝統的建造物群保存地区にも指定されており、本市を代表する歴史的街並の一つです。

このように、本市を代表する伝統的集落景観である五個荘近江商人集落の基本方針を以下に定めます。

#### 【基本方針】

- ・文化財保護法等に基づき近江商人屋敷等の伝統的建造物の保全・活用を図ります。
- ・その他の建築物については、地区の歴史的な街並と調和した意匠・工法を取り入れる等、近江商人集落の面影を残す街並の形成を図ります。
- ・電柱、電線の地中化や屋外建築設備を目立たない位置に設置する、又は目隠しをする等、歴史的な街並に調和した規制・誘導を図ります。
- ・屋外広告物等は、近江商人集落の景観に調和した規制・誘導を図ります。
- ・愛知川の伏流水を利用した水路等の保存と継承を図ります。
- ・重要伝統的建造物群保存地区を中心に観光拠点としての活用を図ります。



・五個荘金堂地区全景

### ⑤伊庭町の湖辺集落

#### 【区域】：伊庭町の湖辺集落及び周辺農地

伊庭内湖畔に位置する伊庭町集落では、集落内を縦横にはしる石垣の水路が周囲の田圃へつながり、かつて生活用水や田舟による交通路として利用されていました。古くから半農半漁を営み、水路に面した民家や寺院、神社がまとまりのある落ち着いた集落景観を形成しています。

このような水と人々の営みが密接に関わった特徴的な景観を湖辺集落の景観として、以下の基本方針を定めます。

#### 【基本方針】

- ・古くから水と密接に関わってきた湖辺集落の景観は、人々の生活や生業により形成された文化的景観として保全・継承すると共に、親水空間としての活用を図ります。
- ・建築物、工作物及び屋外広告物は、湖辺集落の景観に調和した規制・誘導を図ります。



・現在も残る集落内の水路

五個荘竜田地区・五個荘塚本地区・五個荘河並地区の街並み



周辺の  
みどころ

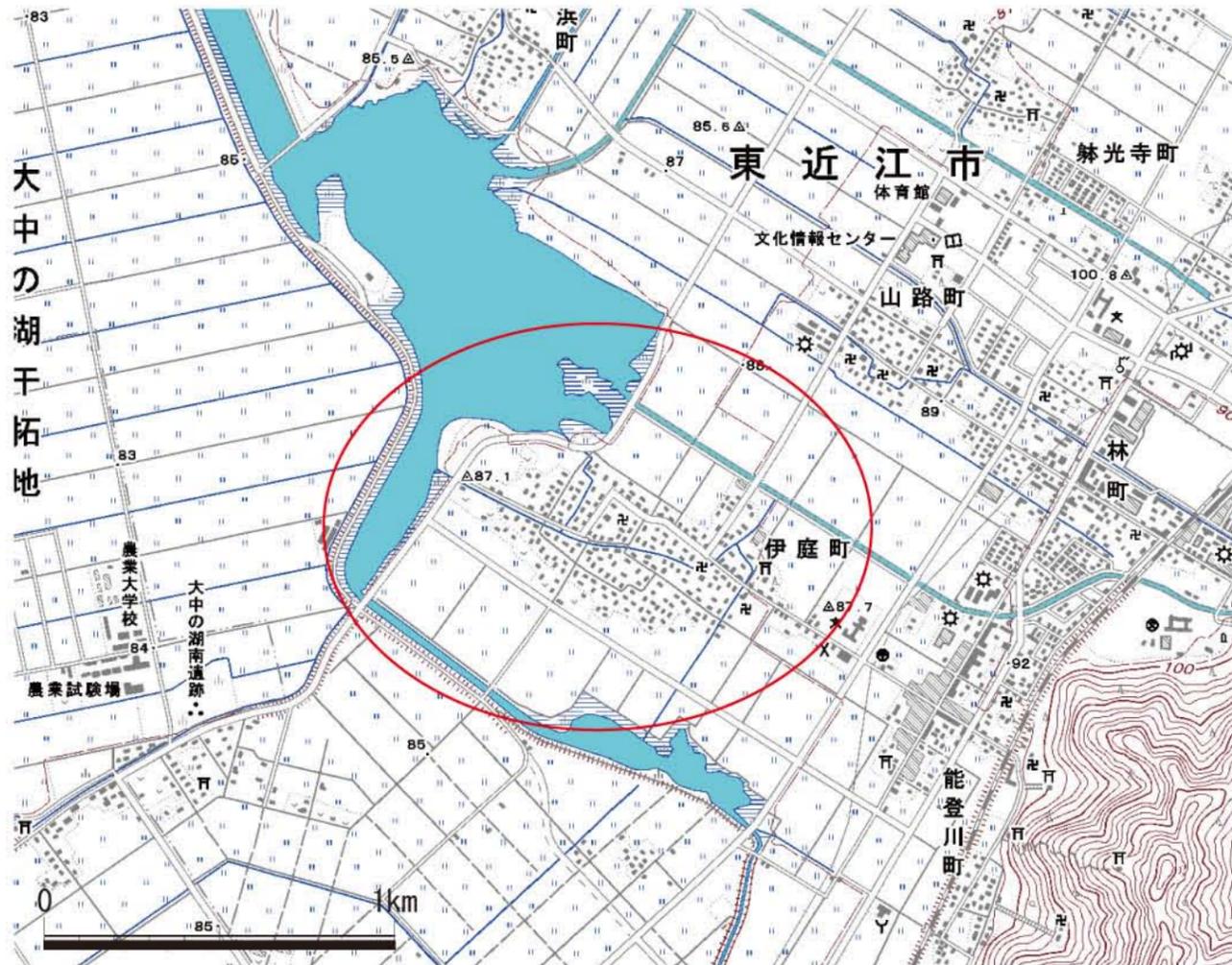
織峰三神社の祭礼として毎年5月4日に行われる「伊庭の坂下し祭」は、岩山の急斜面に神輿を下す神事が見どころで、大津市日吉大社の午の神事を模したものとわれ、天台宗安楽寺の僧徒が行ったと伝えられている。

付近には、徳川家光上洛の際の宿舎であった伊庭御殿跡がある。

伊庭内湖では、現代的なレジャーを楽しむこともできる。西日本最大の水車が回る能登川水車とカヌーランドでは、その名の通りカヌーを楽しむことができる。



伊庭の坂下し (びわこビジターズビューロー提供)



[アクセス]

●JR東海道線能登川駅下車 徒歩25分。

[もっと詳しく知りたいひとへの案内]  
(関連文献/関連施設)

- 東近江市能登川博物館 TEL 0748-42-6761
- 水車資料館 TEL 0748-42-3000

# い ば 伊 庭

東近江市伊庭



伊庭の集落を縦横にめぐる掘割

東近江市伊庭は、湖東平野に残る水郷集落の一つである。

町中には、瓜生川から引いた水路が縦横に巡り、豊富な水量と清らかな水質をみることができる。その様子からは、内湖での漁労や水田への往来などに船が利用されていた時代を彷彿とさせる。また、それぞれの家々に設けられた「カワト」も多く残されているおり、水とのかかわりは今も息づいている。

中世には琵琶湖の水運・水軍を背景に大きな権力をもった伊庭氏の居城が設けられ、江戸時代には旗本三枝氏が陣屋をおいた集落でもあった。

豊かな自然と歴史を持つ水郷伊庭は、まさに水の宝である。





カワト



大浜神社仁王堂



大浜神社の勧請縄

## 伊庭

所在地 東近江市伊庭

### 伊庭氏の活躍

伊庭の地を本拠地とした伊庭氏は、近江守護である佐々木六角氏の重臣である。しかし、その系譜には不明な点も多く、鎌倉時代には九条家の荘園として知られる「伊庭荘」であったと伝えられるがそのかわりは明らかではない。その後、室町時代ころまでは近江守護代に任じられるなど、内湖やその周辺に広がる水田地帯の豊かな生産力、あるいは琵琶湖の湖上交通の掌握などを背景に、強大な権力を持つようになっていった。

こうした伊庭氏の勢力拡大を恐れた六角氏は、文亀2年（1502）に伊庭貞隆の排除を企て、伊庭の乱が勃発した。

伊庭氏は守護である六角氏を蒲生郡（現在の日野町）の音羽城にまで追い詰めるなど騒乱を利用して地位を高めつつ、室町幕府の仲介で和議を結んでいる。

永承4年（1507）、管領細川氏の内紛によって、六角氏と伊庭氏の対立が再び表面化してきた。この騒乱は足利將軍家をも巻き込み長期化した。永正17年（1520）の水茎岡山城が落ちたことにより伊庭氏は急激にその勢力を失うこととなり、歴史の表舞台から消えていった。

### 伊庭城跡と伊庭集落

伊庭氏が本拠地に築いたのが伊庭城であるといわれている。瓜生川を利用した堀と伊庭内湖に囲まれた水城とされ、伊庭氏と水運・水軍との深い関係を示すとされている。

集落の中心に位置する伊庭城の跡には元禄11年（1698）につくられたとされる旗本三枝氏の営んだ陣屋、さらに陣屋の跡に明治期に建てられた「勤節学校」（現在の勤節館）がみられる。



金毘羅神社の常夜灯



船板塀のある町並み



伊庭内湖

### 水路と文化財の町並

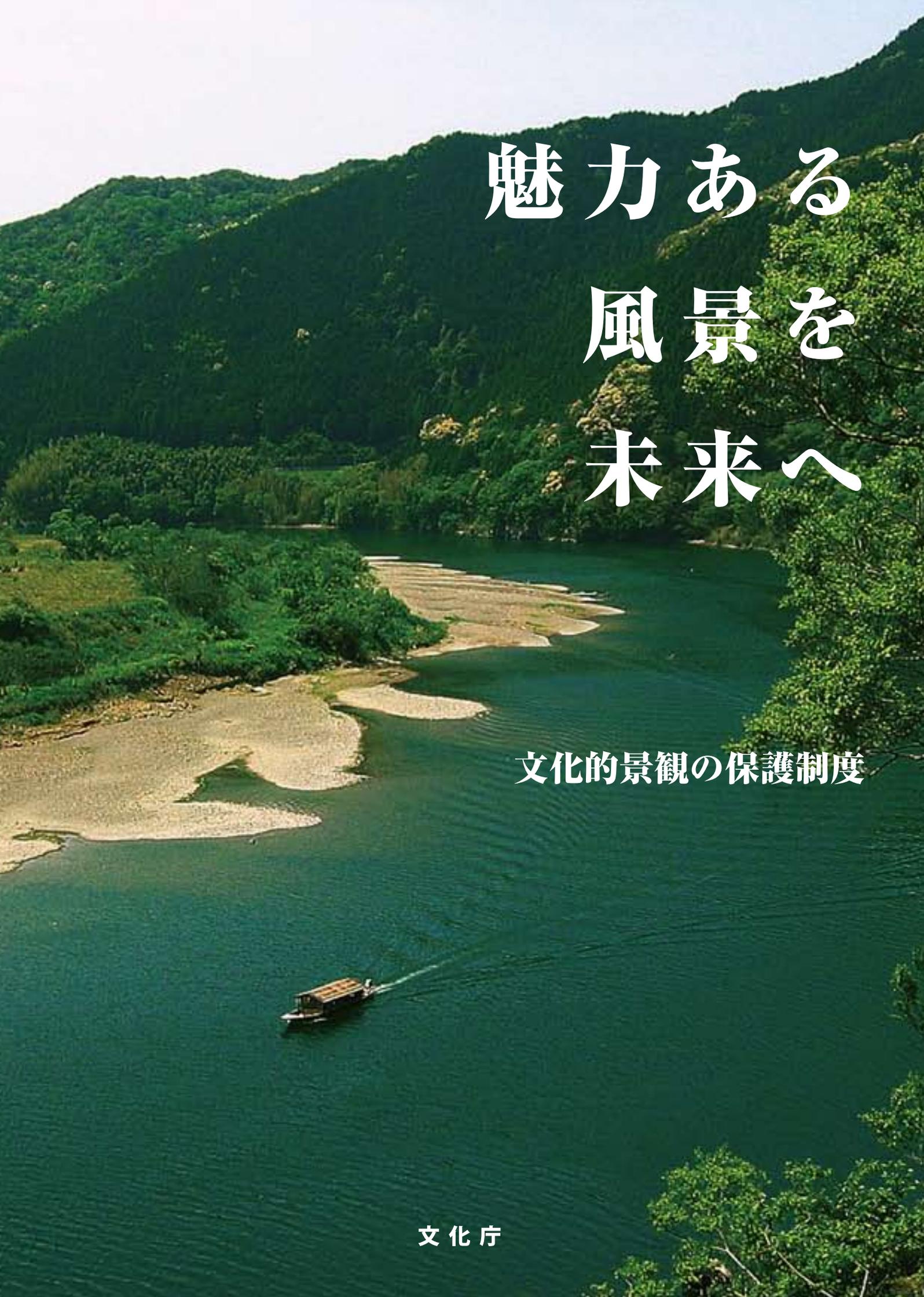
伊庭城・伊庭陣屋のあった勤節館を中心に、瓜生川から引かれた水路を縦横にめぐらせているのが伊庭の集落である。

埋められた水路、幅が狭められた水路などもみられるが、幹線となる部分では、本来数mの幅員で、小型の船が往来することを可能にしていた。生活用水と関係する「カワト」ではあるが、ここでは船着場としても使用され、船が係留されていた。

集落の東端に位置する大浜神社に残る仁王堂は、鎌倉時代の「常行三昧堂」で、中世に栄えた伊庭氏の面影を残す貴重な文化財である。

集落西端の金毘羅神社には江戸時代の常夜灯が残されている、伊庭が琵琶湖水運と結びついた集落であったことを伝えている。

集落内には船板を利用した建物が見られるなど、現在も水郷集落であることを彷彿とさせる景観が維持されている。



# 魅力ある 風景を 未来へ

文化的景観の保護制度

# 文化的



## 農耕

葦野の棚田(佐賀県唐津市)

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(文化財保護法第二条第1項第五号より)



## 採草・放牧

遠野 荒川高原牧場(岩手県遠野市)

文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観であるため、日頃その価値にはなかなか気付きにくいものです。文化的景観を保護する制度を活用することによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくことができるのです。

文化的景観の中で、特に重要なもので保護の措置が講じられているものについては、都道府県又は市町村の申出に基づき、重要文化的景観に選定されます。



## 森林の利用

アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観(北海道平取町)



## 漁ろう

四万十川流域の文化的景観下流域の生業と流通・往来(高知県四万十市)

# 景観とは…

重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合等、文化財保護法により、文化庁長官に届け出ることとされています。ただし、通常の生産活動に係る行為や非常災害に係る応急措置等においては、この限りではありません。

また、文化的景観の保存活用のために行われるさまざまな事業に対して、国からその経費の補助が行われるほか、重要な家屋について固定資産税が減額されるなど、優遇措置があります。

文化的景観の保護制度は、平成16年の文化財保護法の一部改正により始まった、新しい文化財保護の手法です。



## 居住

平戸島の文化的景観  
(長崎県平戸市)



## 流通・往来

高島市海津・西浜・知内の  
水辺景観 (滋賀県高島市)



## 水の利用

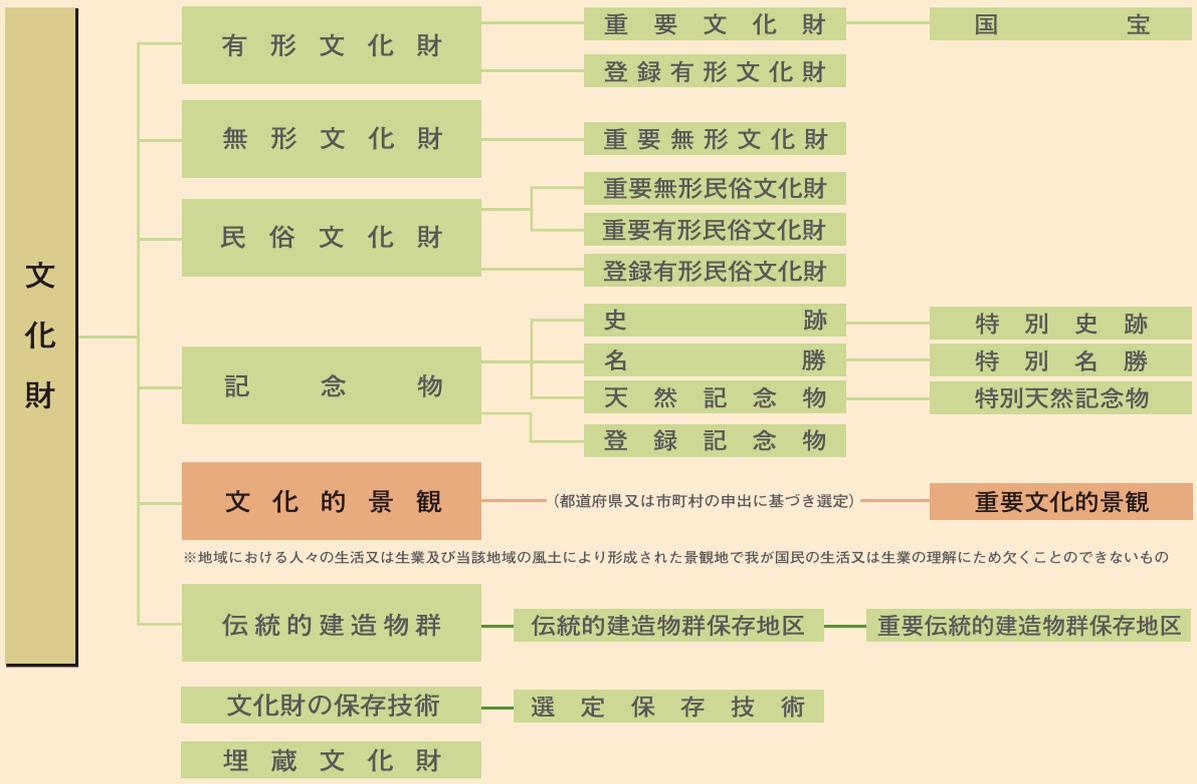
通潤用水と白糸台地の棚田景観  
(熊本県山都町)



## 採掘・製造

小鹿田焼の里 (大分県日田市)

# 文化財保護の体系



金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化(石川県金沢市)

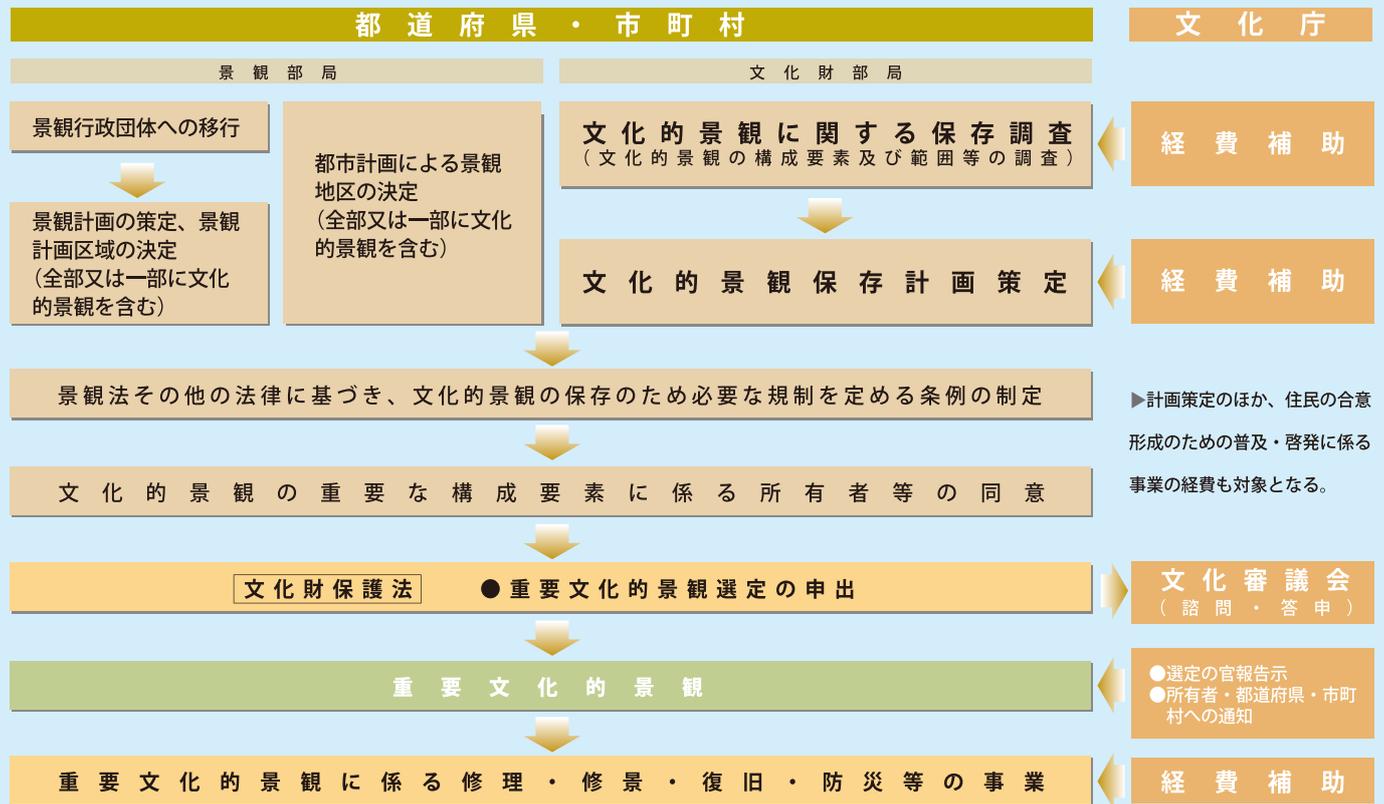


宇治の文化的景観（京都府宇治市）

## 重要文化的景観選定基準

- 一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの
  - (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
  - (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
  - (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
  - (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
  - (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
  - (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
  - (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
  - (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

## ◎ 文化的景観保護制度の流れ



### ◎ 税制優遇措置

- 地方税/重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋 (総務省令で定めるものを除く。) 及び当該家屋の敷地の用に供される土地に対する固定資産税について、課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

## 国庫補助事業でできること

### 調査事業

自然的特性、歴史的特性、生活・生業上の特性などの観点から、文化的景観の価値を明らかにします。

### 保存計画策定事業

重要文化的景観選定申出に必要な文化的景観保存計画を策定し、保存の方針、運営体制、重要な構成要素等を定めます。

### 整備事業

重要文化的景観に選定されたものについて、整備計画の策定、案内板等の設置、重要な構成要素の修理・修景等を行います。

### 普及・啓発事業

文化的景観の価値を広く共有するため、パンフレット作成、地域住民が参加する勉強会・ワークショップ開催等を行います。

# 文化的景観に配慮した整備の事例



〈施工中〉



〈施工前〉



〈施工後〉



伝統的なヨシ葺き屋根の改修(滋賀県近江八幡市)

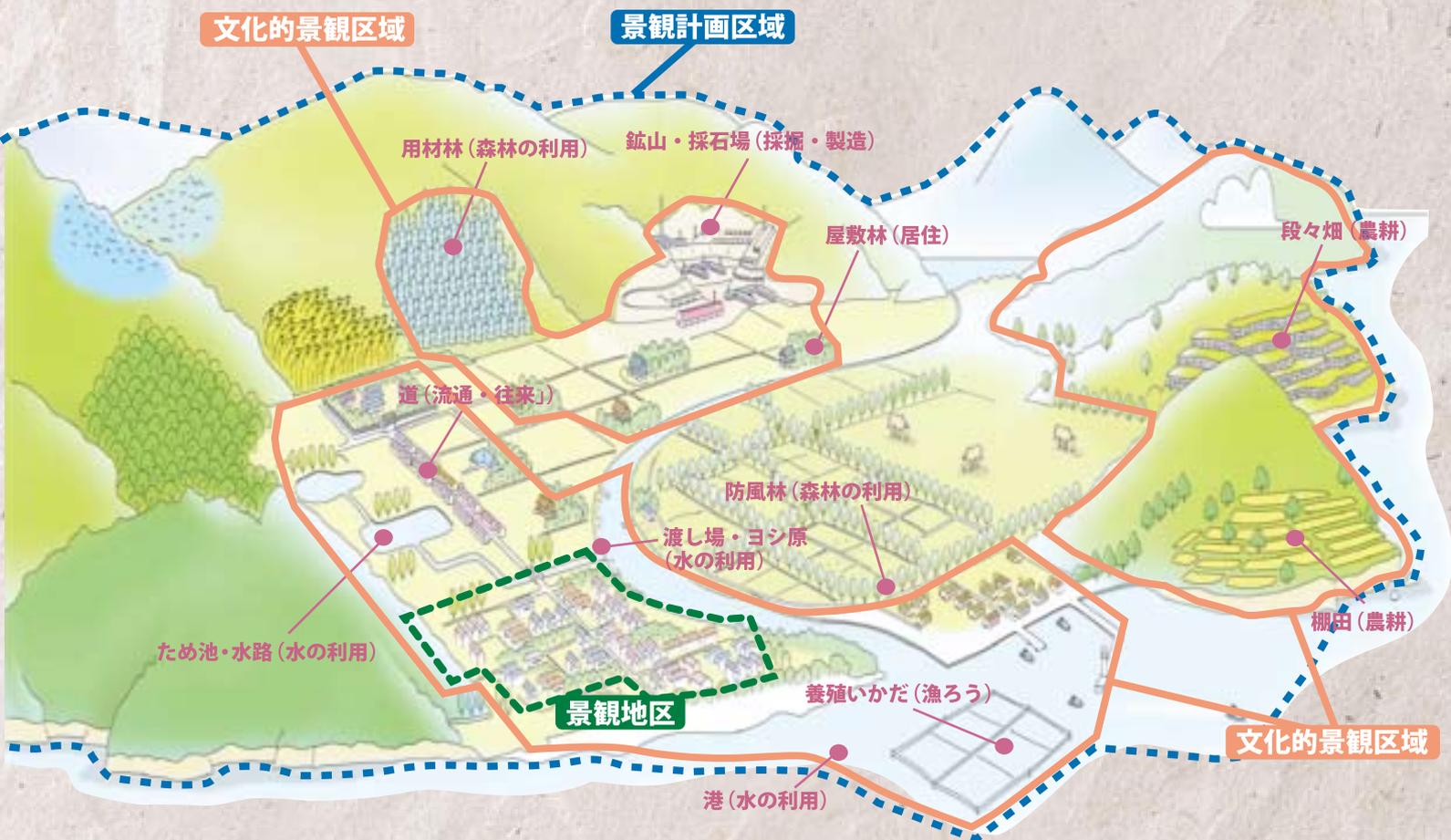


〈施工中〉



素掘りの農業用水路整備(熊本県山都町)

## 重要文化的景観の保護対象地域のイメージ



# 文化的景観保護制度の関係法令

## ○文化財保護法(抜粋)

### 第一章 総則

#### 第一条 (この法律の目的)

その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### (文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的遺産で我が国に於て歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化財の所在で我が国に於て歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- 四 遺跡が、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国に於て歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国に於て芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む。))で我が国に於て学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

#### 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的価値を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

### 第八章 重要な文化的景観

#### (重要な文化的景観の選定)

第百三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法(平成十六年六月十八日法律第十号)第八條第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一條第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当

該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち特に重要なものを重要な文化的景観として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第百九條第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同條第三項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第百三十四條第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村」と読み替へるものとする。

#### (重要な文化的景観の選定の解除)

第百三十五条 重要な文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。

#### (滅失又はき損)

第百三十六條 重要な文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者(以下この章において「所有者等」という。)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならぬ。ただし、重要な文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。

#### (管理に関する勧告又は命令)

第百三十七條 管理が適当でないため重要な文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあることを認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 文化庁長官は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要な文化的景観について第百三十四條第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。

4 第一項及び第二項の場合には、第三十六條第二項及び第三項の規定を準用する。  
(費用負担に係る重要な文化的景観譲渡の場合の納付金)  
第百三十八條 国が滅失又はき損の防止の措置につき前條第四項で準用する第三十六條第二

項の規定により費用を負担した重要な文化的景観については、第四十二條の規定を準用する。  
(現状変更等の届出等)  
第百三十九條 重要な文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならぬ。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

#### (現状等の報告)

第百四十條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要な文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。  
(他の公益との調整等)  
第百四十一條 文部科学大臣は、第百三十四條第一項の規定による選定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第百三十七條第一項の規定による勧告若しくは同條第二項の規定による命令又は第百三十九條第三項の規定による勧告をしようとするときは、重要な文化的景観の調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定める長と協議しなければならない。

3 国は、重要な文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第百二一條 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。  
一 (二) (略)

三 正当な理由がなくて、第百三十七條第二項の規定による重要な文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者  
第百二二條 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。  
一 (四) (略)

五 第百四十條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
六 (七) (略)

第百二三条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

一 (略)  
二 第百三十六條又は第百三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
三 (略)

○重要な文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則(抜粋)  
(法第百三十四條第一項の文部科学省令で定める基準)  
第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第百三十四條第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 選定の申出に係る文化的景観(以下「文化的景観」という。)の保存に関する計画(以下「文化的景観保存計画」という。)を定めていること。  
二 景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること。

三 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者(管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。)の氏名又は名称及び住所を把握していること。  
2 文化的景観保存計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 文化的景観の位置及び範囲
- 二 文化的景観の保存に関する基本方針
- 三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
- 四 文化的景観の整備に関する事項
- 五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項
- 六 文化的景観における重要な構成要素
- 七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項